



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月31日(水)  
号外  
第30号

## 目次

### 告示

- 都市計画に関する公聴会運営要領の一部改正..... 1
- 基準点測量成果の写の保管等に関する規程の一部改正..... 1
- 栃木県畜産関係実習要綱の一部改正..... 3
- 栃木県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正..... 3
- 競争入札参加者資格等の一部改正..... 3
- 栃木県二級建築士名簿等閲覧規程の一部改正..... 5
- 栃木県開発許可等審査基準の一部改正..... 5

## 告示

### 栃木県告示第百八十九号

都市計画に関する公聴会運営要領（昭和四十四年栃木県告示第六百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録の作成等)</p> <p><b>第九条 略</b></p> <p>2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければ <u>ならない。</u></p> <p>一～六 略</p>	<p>(記録の作成等)</p> <p><b>第九条 略</b></p> <p>2 前項の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければ <u>ならない。</u></p> <p>一～六 略</p>

別記様式中「㊟」を削る。

### 栃木県告示第百九十号

基準点測量成果の写の保管等に関する規程（昭和四十四年栃木県告示第八百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規程は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条第一項の規定により、<u>国土交通大臣</u>から送付を受けた国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項の</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規程は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条第一項の規定により、<u>内閣総理大臣</u>から送付を受けた国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項の</p>

規定による基準点網図の写及び基準点測量成果簿の写(以下「成果の写」という。)の保管及び閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧票の提出)

第八条 略

2 保管主務者は、閲覧票に基づいて成果の写を閲覧者に手交するものとする。

(返還)

第十条 略

2 保管主務者は、成果の写に異常のないことを確認めたらうえ受領し閲覧票の相当欄に記名するものとする。

規定による基準点網図の写及び基準点測量成果簿の写(以下「成果の写」という。)の保管及び閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧票の提出)

第八条 略

2 保管主務者は、閲覧票に基づいて成果の写を閲覧者に手交するものとし、その際閲覧者から借用印を徴するものとする。

(返還)

第十条 略

2 保管主務者は、成果の写に異常のないことを確認めたらうえ受領し閲覧票の相当欄に押印するものとする。

別記様式第二中

受付印	記 事
許可印	
認印	

を

記

事

に改める。

別記様式第二中

閲覧者借用印	返還受領印

を

保管主務者氏名

に改める。

--	--

栃木県告示第百九十一号

栃木県畜産関係実習要綱（昭和四十八年栃木県告示第百十二号）の一部を次のように改正し、令和三年三月三十一日から適用する。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

別記様式第二号及び別記様式第三号中「四」を削る。

栃木県告示第百九十二号

栃木県建築計画概要書等閲覧規程（昭和五十五年栃木県告示第七百五十一号）の一部を次のように改正し、令和三年三月三十一日から適用する。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

別記様式中

「 \_\_\_\_\_ 氏名 ㊟  
 (本人署名の場合は押印省略可) \_\_\_\_\_ を

申請年月日	_____年 _____月 _____日
-------	----------------------

「 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ に改める。

申請年月日	_____年 _____月 _____日
-------	----------------------

栃木県告示第百九十三号

競争入札参加者資格等（平成八年栃木県告示第百五号）の一部を次のように改正し、令和三年三月三十一日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第四 申請書の提出等</b></p> <p>一～三 略</p> <p>四 申請書及びその添付書類の作成に用いる言語等</p> <p>1～3 略</p> <p>4 申請者が外国人である場合において _____ 添付書類に記名して押印する必要があるときは、その者の署名をもってこれに代えることができる。</p> <p>五 略</p>	<p><b>第四 申請書の提出等</b></p> <p>一～三 略</p> <p>四 申請書及びその添付書類の作成に用いる言語等</p> <p>1～3 略</p> <p>4 申請者が外国人である場合において <u>申請書</u> 及びその添付書類に記名して押印する必要があるときは、その者の署名をもってこれに代えることができる。</p> <p>五 略</p>

別記様式第一号（その一）中

「 \_\_\_\_\_ ㊟

代表者職氏名

を

県が行う競争入札（建設工事に係るものを除く。）に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約  
します。」

代表者職氏名

に改める。

県が行う競争入札（建設工事に係るものを除く。）に参加する資格の審査を申請します。  
なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約  
します。」

別記様式様式用紙（※1）を

商号又は名称

代表者職氏名

印

を

登録番号	
------	--

事業者区分 (該当に○)	法人    個人
-----------------	----------

商号又は名称

代表者職氏名

に改める。

登録番号	
------	--

事業者区分 (該当に○)	法人 個人
-----------------	-------

**栃木県告示第百九十四号**

栃木県二級建築士名簿等閲覧規程（平成二十年栃木県告示第六百八十一号）の一部を次のように改正する。  
令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 新一

別記様式中「申請者氏名.....<sup>㊟</sup>」を「申請者氏名.....」に改める。

**栃木県告示第195号**

栃木県開発許可等審査基準（平成9年栃木県告示第380号）の一部を次のように改正する。  
令和3（2021）年3月31日

栃木県知事 福田 新一

別記様式中「印」を削る。

**附 則**

この基準は、公布の日から適用する。

（改正後の基準の写しを栃木県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

（行政改革ICT推進課）